

Q. ヤミ金融とはなんですか？

A.

ヤミ金融とは、無登録で貸金業を営む者です。また、登録をしていたとしても、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）に違反して高金利の罪を行う者等もヤミ金融です。

Q. ヤミ金融の手口にはどのようなものがありますか？

A.

典型的なヤミ金融の手口は、身元を隠すために無登録で営業し、他人名義の携帯電話で勧誘と取立てを行い、他人名義の預金口座で貸付け返済を行うなどして、犯罪行為に利用しています。

多重債務者のリストなどを「名簿屋」から購入して、全国の顧客を勧誘し、多数の店舗が連携して顧客を自転車操業に誘い込み、破綻するまで絞りつくします。

貸金業法に定める登録を受けていても、出資法違反の高金利の罪を行う者はヤミ金融です。法律を守っているように見せかけて、契約書類を偽装し、返済も振込みではなく持参させるなど、証拠を残さないようにしています。

貸付けではなく、別の取引に見せかける場合もあります。

「車リース」は、実態は自動車を担保とする貸付けですが、貸付金の交付を自動車の買取代金に、元金利の支払をリース料に見せかけています。買取代金とリース料合計の差額で、暴利をむさぼる仕組みです。

「チケット金融」は、代金後払いで顧客に金券（チケット）を売り、それを顧客が転売することによって貸付けが行われます。金券の転売価格と購入代金の差額において暴利が発生します。顧客に資金を交付する者（金券の転売先）と顧客からお金を取り立てる者とが別々の店舗となることで、摘発を困難にさせようとしています。

「ファクタリング」は、売掛債権を高額な手数料を差し引いて買い取るものの、債権回収できない場合は買戻しを行わせるものであり、実態は債権売買に見せかけた暴利的利率の貸付けです。最近では、個人を顧客として給与債権を買い取る「給与ファクタリング」を行うヤミ金融が増加しています。

「個人間融資」はSNSやインターネット掲示板などにおいて、個人間での金銭の貸し借りをうたった書き込みで勧誘をして、見知らぬもの同士で融資を行うものです。たとえ個人間であっても無登録で業として行っている場合はヤミ金融です。

Q. ヤミ金融に対してどのような規制がありますか？

A.

#### 「出資法」

業としての貸付けで年20%を超える高金利は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科に当たる犯罪です（5条2項）。

さらに、年109.5%を超える場合は、10年以下の懲役もしくは3000万円以下の罰金または併科へと刑が加重されています（5条3項）。

一度も面識のなかった相手に金銭を貸し付けたとすれば、業としての貸付けと考えられます。ただ、業であるかどうかの判断ができないことが懸念される場合もあります。しかし、業でない貸付けでも年109.5%を超える高金利ならば、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科に当たる犯罪です（5条1項）

#### 「貸金業法」

##### ① 無登録営業の罪

貸金業法の登録を受けずに貸金業を営んだ場合は、10年以下の懲役もしくは3000万円以下の罰金または併科です（47条）。

##### ② 無登録者広告勧誘罪

無登録業者による広告を独立の犯罪類型として定めており、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金または併科です（47条の3）。

なお、携帯電話の番号は登録電話番号とは認められておらず、それを広告に記載する行為は、1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科に処せられます（48条1項2号の2、15条2項）。

##### ③ 取立規制

不適当な時間帯での取立て、居宅以外の場所での取立て、私生活に関する事実の暴露、他からの借入れ等により弁済することの要求、第三者への支払請求、弁護士や司法書士の受任通知を受けた後の取立てなど、具体的な禁止行為を貸金業法で定めています（21条）。

これらの規制は無登録業者にも適用され、違反した場合は、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科に処せられます（47条の3）。

その他にも、従業員に身分証明書を携帯させる義務、書面による取立てには貸金業を営む者の氏名・住所・担当者の記載義務などの規制があります。

#### ④ 契約無効制度

年109.5%を超える割合による利息等の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は無効となります（42条）。

この条文の解釈に当たって、最高裁判所は、例外なく「利息だけでなく元本返済不要」「被害者の損害額から貸付名目交付金を控除しない」との明快な判断を下しています（平成20年6月10日判決）。

また、年109.5%を超えない場合でも、年20%を超える金利の貸付けは出資法に違反する犯罪行為であるため、公序良俗に反するものとして契約は無効になると考えられます。

#### 「被害回復給付金支給法」

刑事裁判によって没収された犯罪被害財産を、被害者に対して支給する制度です。ヤミ金融被害の場合、そのヤミ金融が利用していた口座に振り込んで被害を受けたかどうかで判断されます。

検察庁のホームページで、支給手続きを行っている事件を確認できます。

<http://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/>

#### 「振り込め詐欺被害救済法」

正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」です。

犯罪利用口座の凍結、被害者への分配手続などを定めています。ヤミ金融の口座もこの法律の対象となります。

#### 「携帯電話不正利用防止法」

正式名称は「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」です。

警察署長は、犯罪に利用された携帯電話について、携帯電話会社に対して契約者確認を要求できます。

携帯電話会社は、契約者が本人確認に応じない場合、その携帯電話を利用停止にすることができます。